

【アメリカ】海を守る 2.0 法改正法の制定

米国では、毎年 1100 万 t 以上のプラスチック等のごみが海に流れ込み、地域社会、中小企業、漁業や生態系が危機的な状態とされる。2006 年制定の「海洋ごみ調査・予防・削減法」(P.L. 109-449. 以下「海洋ごみ法」) では、海洋ごみを特定し、発生源の究明、予防、除去等とともに、それが米国の経済、海洋、航行に及ぼす悪影響への対処を目的とし、米国海洋大気庁 (NOAA) の海洋ごみプログラム (MDP) に一定の歳出が授権された。幾度かの改正・再授権を経て、2020 年には、MDP を米国外にも拡張し、その支援を行う財団を設立する「海を守る 2.0 法」(P.L. 116-224) が制定された。2025 年 12 月 26 日、同法から海洋ごみ法に内容の一部を移行し再授権する「海を守る 2.0 法改正法」が制定され、同日施行された (P.L. 119-65)。全 6 か条から成る。

主な内容は次のとおりである。NOAA の MDP は、2029 年度までの各年度歳出が再授権された (第 133 条。以下、条名は全て海洋ごみ法のもの)。NOAA は、同庁が個別の取組から得られる利益に相当する分の当該取組の経費について、(ごみ除去の設備等の) 現物で負担することや、従来の協力協定・契約形式にとられない取決めにより助成を行うことが可能となった (第 101 条)。財団については、2025 年度の歳出が再授権された。財団が使用できるのは、外部から集めた寄附金等と同額とされ、米国政府機関に加え、民間や外国政府等から寄附を受けることも可能とした (第 118 条)。この機に財団組織は非営利法人に改められ、最高経営責任者 (CEO) を置き、理事会には CEO の任免等の権限が認められた (第 111 条、第 112 条)。また、財団の義務に、先住民族等への支援活動の最適な方法を確立し実施することが追加された (第 113 条)。

社会労働調査室・河合 美穂

・ <https://www.congress.gov/bill/119th-congress/senate-bill/216/text>

【アメリカ】外国人の退去強制の決定への不服申立てを抑制する連邦規則

連邦司法省は、2026 年 2 月 6 日、外国人の退去強制の決定に対する同省移民審判事務局 (Executive Office for Immigration Review: EOIR. EOIR に所属する判事 (移民判事) は、連邦司法長官により任命され、その指揮・統制を受ける。) への不服申立てを抑制する改正を行う連邦規則を制定した (91 Fed Reg 5267. 同年 3 月 9 日施行)。この規則は、施行後に下された退去強制の決定のみに適用され、概要は次のとおりである。①外国人の退去強制の決定への EOIR に対する不服申立ての期間を、従来の 30 日間から 10 日間に短縮することとした。ただし、a) 庇護申請者が第三国に移送可能とされる場合、b) 入国から庇護申請を提出するまでに 1 年間を超えた場合及び c) 庇護申請が過去に却下された場合のそもそも不服申立てができない場合を除く。この背景として、2021 年に電子申請が認められ、インターネット接続環境があれば場所や時間帯を問わず不服申立てを行えるようになったこと、EOIR に対する他の不服申立ての期間は 10 日間となっているものが多く、これに統一するのが適当であること等が挙げられる。しかし、10 日間で弁護士を探し、不服申立てまで行うのは難しいとの批判がある。②EOIR の 15 人の移民判事の過半数により実質的な審理を行うことを決定しない限り、外国人の退去強制の決定への不服申立ては、当該申立てから 15 日以内に却下されるとした。従来は、実質的な審理により決定を下すこととするための法的要件の存否にかかわらず、EOIR は全ての不服申立てを実質的な審理の対象としてきた。この変更により、EOIR は 20 万件を超える未処理案件の処理に集中できると説明されている。しかし、退去強制の決定への不服申立てをここまで大きく制限することについては批判がある。

海外立法情報課 中川 かおり

・ <https://www.govinfo.gov/content/pkg/FR-2026-02-06/pdf/2026-02326.pdf>

【アメリカ】トランスジェンダーのトイレの使用につき個人に提訴を認める等のカンザス州法

2026年2月26日、カンザス州で、性別を出生時の生物学的性別とし、全米で初めてトランスジェンダー等のトイレ等の使用について個人に提訴を認め（後述②ロ）、発行済のトランスジェンダー等の性別変更を反映した出生証明書及び運転免許証を無効とする（後述③）法律が制定・施行された（House Substitute for Senate Bill No.244）。概要は次のとおり。①州政府機関の責任。イ）州政府機関は、建物内のトイレ、シャワー等（以下「トイレ等」）の使用を単一の性別の者専用に指定し、別の性別の者の入室を阻止する合理的な措置を講じなければならない（第1条b項第1号）。ロ）イ）に違反した州政府機関は、初回の違反に2万5000ドル（1ドルは157円）、その後の各違反に12万5000ドルの過料を科される（d項）。ハ）州司法長官は、イ）に違反した州政府機関について、個人から苦情の申立てを受け、所定の要件を満たす場合には、ロ）を求めて当該州政府機関を提訴することができる（f項第4号）。②違反した個人の責任。イ）単一の性別の者専用のトイレ等に入室した別の性別の者は、初回の違反には通知のみ、2回目の違反に1,000ドルの過料、3回目以降の各違反に刑事罰（1,000ドル以下の罰金若しくは6か月以下の拘禁刑又は両者）を科される（g項第2号等）。ロ）単一の性別の者専用のトイレ等を使用中に、別の性別の者の入室等によりプライバシー侵害を受けた者等は、入室等した者に対して実際の損害賠償、1,000ドルの定額損害賠償（実際の損害を超えて賠償額が法定される。）、確定判決、差止判決等を求めて提訴できる（h項第1号）。③2026年7月1日より前に発行された性自認に基づく性別変更を反映した出生証明書等を無効とし、出生時の生物学的性別による出生証明書等を新たに作成する（第2条等）。
海外立法情報課 中川 かおり

・ <https://sos.ks.gov/publications/Register/Volume-45/Issues/Issue-09/02-26-26-53915.html>

【カナダ】マニトバ州の親密なパートナーからの暴力リスクの情報を開示する法律の施行

親密なパートナーの暴力からの保護を目的とした、過去の暴行歴などリスクの情報開示に関する法律は、英国やカナダ2州で制定された例がある。マニトバ州は、親密なパートナーの暴力と家庭内暴力の発生率が（カナダ）国内で2番目に高い州とされる。同州の親密なパートナーの暴力から保護する開示法（S.M. 2022, c.44）は、2022年11月3日に制定され、2026年3月1日に施行された。その特徴は、情報開示のみならず、安全確保を援助し、支援サービスへつながること等を法律の目的に明示したことである。全20か条から成る。主な内容は次のとおり。

現在又は過去の親密なパートナー（配偶者、同居者、交際者等）から暴力（身体的虐待、性的虐待や経済的虐待等）を受けるリスクがあると信じる者は、当該者又はその子に当該パートナーが及ぼす（暴力）リスクの情報提供を主事（大臣により指定される所管省の職員）に申請することができる（第3条。以下、条名は同法のもの）。主事又は警察機関は、申請することが本人にとって有益であると合理的に信じる場合には、本人等に助言し、（同法に基づく）申請手続に関する情報等を教示可能である（第4条）。主事と警察機関は、申請者からの情報のほか（暴行歴等の）保有情報等に基づき、共同で申請を評価し（第6条）、申請者に情報を開示する（第7条）。開示情報は、秘密に保持することが原則であるが、申請者が同意する場合など、（口頭で行う等）情報保護を条件に、申請者を支援する者等に提供することができる（同条、第9条）。また、主事に対し、申請から開示までの過程で、申請者のリスク評価、安全を確保する計画作成、利用可能な（保健や福祉等の）資源に関する情報提供、適切な支援及びサービスへの紹介等を行うことが義務付けられた（第8条）。
社会労働調査室・河合 美穂

・ <https://web2.gov.mb.ca/laws/statutes/2022/c04422e.php>

【EU】化学物質に関する共通データプラットフォームを設置する規則の制定

欧州委員会は、2020年10月14日に公表した「持続可能な化学物質戦略」(COM(2020)667 final)において、化学物質の安全性評価が、様々な法令に基づき、様々な主体によって、異なる時期に開始されており、利害関係者や一般市民が、規制プロセスやその結果として出される決定の把握に苦労していることを指摘した。その上で、この問題を解決するために、EUの法的措置全体における化学物質の安全性評価の効率性、有効性、一貫性及び透明性の向上を目的とした「一物質一評価 (one substance, one assessment)」アプローチを提案した。

2025年11月26日、この提案を実現するため、化学物質に関する共通データプラットフォーム(以下「プラットフォーム」)を設置し、そこに含まれるデータについて検索、アクセス、相互運用及び再利用が可能であることを保障するための規範を定め、化学物質に関する監視及び新たなリスクへの早期警戒のための枠組みを確立するための規則(Regulation (EU) 2025/2455、以下「規則」)が制定された。その構成は、全33か条及び附属書5部となっており、施行日は、2026年1月1日とされた(規則第33条)。規則は、欧州化学品庁に、プラットフォームの設置及び管理を義務付けている(同第3条、以下同じ)。プラットフォームは、欧州委員会及びEUの関連機関(欧州環境庁、欧州食品安全機関、欧州医薬品庁及び欧州労働安全衛生機関)の保有するデータを含む、全ての化学物質データへのアクセスを提供しなければならない。また、当局及び一般市民が、プラットフォームに含まれるデータに無償かつ容易にアクセスできるようにしなければならないとされている。

海外立法情報調査室・芦田 淳

- <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=celex:52020DC0667>
- <https://data.europa.eu/eli/reg/2025/2455/oj>

【イギリス】犬による家畜襲撃への対応を強化するための法律

イングランド及びウェールズでは、年間34,000件の飼い犬による家畜襲撃の被害が発生していると推定され、農家の経済的損失に加え、家畜の動物福祉の観点からも問題とされている。

2025年12月18日、2025年犬(家畜保護)(改正)法(以下「2025年法」)が制定された(2026年3月18日施行)。本法律は、家畜に危害を加えた飼い犬への対処を規定した1953年犬(家畜保護)法(以下「1953年法」)を改正するものである。全5か条及び附則1編から成り、イングランド及びウェールズに適用される(第5条、以下()内の条名は2025年法のものである。)

1953年法第1条の規定(農地において犬が家畜に危害を加えた場合は、犬の所有者及び管理者は罪を犯したもとする。)について、犯罪が成立する場所の要件に道路及び小道を加え、罰則を強化するため、犯罪に対する罰金の上限(1,000ポンド(約212,000円))を廃止する(第1条)。1953年法第2条に規定する、家畜に危害を加えた犬の押収及び留置に関して、①各管区の警察本部長に、管区内で押収された全ての犬の登録簿を保管し、公衆が合理的な時間帯に無料で閲覧可能とすることを義務付け、②押収された日の翌日から起算して7日以内に、所有者が犬の返還請求並びに押収及び留置に要した費用の支払をしない場合には、警察官が当該犬を処分することを認め、③留置しなければ犬が再び家畜に危害を加える危険性があると信じるに足る十分な根拠がある場合には、犯罪が成立したか否かの調査完了まで、又は訴訟終結まで警察官が犬を留置することを認める(第2条)。1953年法第1条に基づく犯罪の証拠となる可能性がある場合には、警察官が犬若しくは家畜からDNA、血痕等を採用し、又はその目的で犬を押収し、及び留置することを認める(第3条)。

海外立法情報調査室・北村 弥生

- <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/2025/32>

【ドイツ】ドローン防御及び空港の安全に関する航空安全法の改正

ロシアのウクライナ侵攻以降、ドイツにおいて、重要インフラの上空へのドローンの飛来回数が増加しており、効果的なドローン防御策が必要とされるようになった。従来の法制度では、連邦国防軍（以下「軍」）が武器によりドローンを撃墜することが許されなかったほか、州の要請に基づくドローン防御のための軍の出動には、連邦内相の了解と連邦国防相の決定を要するという機動的とは言えない手続が規定されていた。また、2023年以降、気候変動対策に関連する活動家の空港での抗議活動が増加し、空港の安全確保に懸念が生じる事態に発展していた。これらの問題を解決するため、2025年12月15日に航空安全法の改正案が連邦議会に提出され、2026年2月26日に連邦議会で可決された（同年3月16日公布、同月17日施行）。

改正の主な内容は次のとおりである。①州の要請に基づく公共の安全維持を目的とする軍の出動について、連邦内相の了解という従来の要件が削除され、連邦国防相の決定のみで足りることとした（第13条第2項）。②従来、重大事故の防止のため、領空において軍が航空機に対し武力による威嚇又は警告射撃を行うことは許されていたが、武力行使は許されていなかった。今回の改正で、無人機に対しては武力を行使することが許されることとなった（第15a条第2項）。③空港の立入り制限区域への無権限の侵入を禁止していた従来の規定の対象者が不明確であったため、当該禁止が特定の人々（空港職員、航空会社の社員等）に限らず、全ての人に適用されることを明確にした（第10条）。従来、この禁止の違反に対し過料が科されていたが、故意の侵入で、かつ、民間航空機を危険にさらす場合、当該違反に対し2年以下の自由刑又は罰金刑を科すこととし、制裁を強化した（第19条第1項）。

憲法課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/68/VO.html>

【ドイツ】亜酸化窒素（笑気ガス）等を新たに規制する新規向精神物質法の改正

ドイツにおいて薬物規制は、麻薬法及び新規向精神物質法（NpSG）の2法を主な根拠にして行われている。NpSGは、合成カンナビノイドを含むハーブ製品を医薬品として扱うことができないと判断した2014年の欧州司法裁判所の判決（C-358/13 and C-181/14）を契機に2016年に制定された。NpSGは、麻薬法のように単一の物質を列挙して当該物質を規制する手法をとらず、合成カンナビノイドなど様々な化学構造を持つ危険物質を適時に規制するため、化学構造に基づいて物質群を定義し、包括的に薬物を規制している。また、危険物質の入手等に関して様々な届出義務を課す麻薬法と異なり、NpSGでは、単に危険物質の取引、所持等を禁止する（原則であり、後述のとおり例外もある。）といった簡素な規制手法がとられている。

2025年11月25日、連邦議会において、規制対象物質に1,4-ブタンジオール（BDO）、ガンマブチロラクトン（GBL）及び亜酸化窒素（笑気ガス）を追加するNpSGの改正案が可決された。これらの物質は、嗜（し）好用ドラッグとしての使用による健康被害や性犯罪への利用のおそれがあるため、規制の対象に追加されたが、産業用物資としての利用も多いため、適切な利用のための流通を妨げないよう、麻薬法ではなく規制手法が簡素なNpSGによる規制が選択された。この改正により、①BDO及びGBLの純物質及び純物質の含有量が20パーセントを超える製剤、②容器に8.4グラムを超えて充填された亜酸化窒素の純物質及びその製剤の取引、製造、所持等が禁止される（ただし、産業用、調査研究目的等の場合を除く。NpSG第3条及び附則第2）。改正法は、2026年1月12日に公布され、同年4月12日に施行された。

憲法課・山岡 規雄

・ <https://www.recht.bund.de/bgbl/1/2026/2/VO.html>

【イタリア】 司法組織に関する憲法改正への賛否を問う国民投票の実施

2026年3月22日及び23日、中道右派政権の提案に基づき、司法組織の見直し等を行う憲法改正法律について賛否を問う国民投票が実施された。改正の内容は、①従来「司法官」として一体であった裁判官と検察官のキャリアを明確に分離すること、②司法官の自治組織である司法職高等評議会を2つに分割するとともに、その権限の一部を、新設される懲戒高等裁判所に移管することである（本誌 No.306-2, 2026.2, pp.16-17 参照。）。

国民投票の結果は賛成 46.76%、反対 53.24%であったため、憲法改正は実現しなかった（投票率は 55.69%）。地理的には、政権の支持基盤である北部3州を除いて、全ての州で反対派が多数を占め、特に大都市で反対派が勝利を収めた。実施前、投票率は、改正の内容が複雑であることなどから、高くないことが予想されていた。（参考として、2025年に実施された法律等の廃止に関する国民投票（本誌 No.305-1, 2025.10, p.33 参照。）の投票率は 29.84%、2024年に実施された欧州議会選挙の投票率は 48.31%であった。）これに対して、今回の投票率の「高さ」は、特定の動機がある場合にのみ投票する「間欠的な棄権者」がいたからだとされる（*Il Sole 24 Ore*, 2026.3.24.）。そして、このような投票に普段行かない有権者の6割程度は、反対に投票したと考えられている（*ANSA*, 2026.3.24.）。また、反対派勝利の理由については、①今回の改正が（司法に対する政府の権力を強化するものであり）、各権力の行使には（相互に）制限が課されなければならないというイタリア憲法の根幹を成す原則を揺るがすものと捉えられたこと（*Corriere della Sera*, 2026.3.25.）、②（今回の憲法改正にとどまらない）現政権への抗議の機会と捉えられたことの2点が特に指摘されている。

海外立法情報調査室・芦田 淳

・ <https://elezioni.interno.gov.it/risultati/20260322/referendum/scrutini/incomplesso/01>

【オランダ】 教育の自由に優先する「差別禁止」の議会動議可決による憲法秩序の転換

2025年12月9日、オランダ議会第二院（下院）における学校教育関連の改正法案の審議で、（憲法に相当する）基本法第23条（以下条名は基本法のもの）が保障する学校の思想的方針によって、第1条で定める平等原則が決して侵されないことを保障する方法の検討を、政府に要請するとの動議が可決（賛成 72、反対 70）された。これにより、1917年の教育和約以来続いた、宗派系学校が公金を受けてもその方針に国家から介入されない体制が歴史的転換点を迎えた。第120条で裁判所による基本法の審査が禁止されているため、この動議が事実上の「憲法解釈の指針」として機能することとなる。

議論の背景には、2023年の基本法改正で第1条に「性的指向」等の差別禁止が明記されたことがある。これを受け自由民主人民党（VVD）などは、一部の宗派系学校が入学時に保護者や生徒へ「同性愛を肯定しない」等の誓約書（*Identiteitsverklaringen*）の提出を求める現状を批判し、第23条の改正を視野に、国家による規制強化を求めてきた。

審議では、宗派政党が、親は自らの信条に基づいて子供を教育し学校を選ぶ権利を有し、国家介入は基本法違反であるなどと猛反発した。しかし、今回の動議の可決により、第23条に基づいて「公金を受ける以上、差別禁止規定が優先される」という原則が示された。

今回の動議を踏まえ、政府は2026年の夏までに第1条と第23条の関係に関する調査結果を第二院に報告すると公約した。第二院への報告に関して、立法に対する助言を任務とする国務院（*Raad van State*）がどのように判断するのかが、注目される。

憲法課・鳥澤 孝之

・ <https://zoek.officielebekendmakingen.nl/kst-36699-34.pdf>

・ <https://www.tweedekamer.nl/downloads/document?id=2026D03151>

【ロシア】刑事事件における仮想通貨の没収に関する規則の制定

ロシアの国内法ではこれまで、仮想通貨に関する定義が存在せず、その法的地位も明確に規定されていなかった。そのため、詐欺等に関連する捜査において、加害者が仮想通貨で資産を保有していたことが判明しても差押え等を行うことができず、被害者への資産返還を阻む大きな障害となっていた。以上を踏まえて、「デジタル通貨」という新たな概念を導入し、捜査中に押収対象となる仮想通貨を発見した場合に捜査官等が従うべき手順を定めた連邦法第 38 号「ロシア連邦刑法典第 104-1 条及びロシア連邦刑事訴訟法典の改正について」が、2026 年 2 月 20 日に制定された。

今回の法改正により、ロシア連邦刑法典第 104-1 条「財産の没収」に第 2 項が追加され、「本条及び本法典の他の条の適用上、デジタル通貨は財産として認められる」という文言が追記された。また、ロシア連邦刑事訴訟法典第 115 条「財産の押収」に、以下の第 7.1 項及び第 7.2 項が追記された。「有形媒体に保存されている、又は有形媒体に記録された情報を介してアクセスされるデジタル通貨が押収された場合、当該有形媒体も押収される。(後略)」(同条第 7.1 項)。「デジタル通貨が押収された場合、押収されたデジタル通貨に関わる取引は、裁判所が定める範囲内で全部又は一部が停止される。デジタル通貨の所有者間の移転を伴う民事取引及び／又は当該取引を円滑化することを目的としたサービスを提供する者は、(中略) 当該デジタル通貨に関する情報を提供する義務を負う」(同条第 7.2 項)。

海外立法情報課・堀田 主

- <http://publication.pravo.gov.ru/document/0001202602200059>
- <https://rg.ru/2026/02/25/iziat-na-vremia-sledstviia.html>

【韓国】国政選挙の比例代表の阻止条項（公職選挙法第 189 条第 1 項）に対する違憲決定

韓国の国会議員は、小選挙区及び比例代表により選出され、2026 年現在、定数 300 議席のうち 46 議席（約 15.3%）が比例代表により選出される（公職選挙法第 21 条）。また、少数政党の乱立を防ぐため、比例代表により選出される議席は、①比例代表選挙の有効投票総数の 3%以上を獲得した政党（同法第 189 条第 1 項第 1 号）、②小選挙区で 5 議席以上を獲得した政党（同項第 2 号）のいずれかの要件を満たす政党にのみ配分するという阻止条項が定められている。

2026 年 1 月 29 日、憲法裁判所は、労働党、未来党、進歩党、緑色党等の少数政党等が、上述の①の阻止条項は違憲であるとして請求していた憲法訴願審判（事件番号：2020 헌마 956 及び 2024 헌마 271）において、裁判官 9 人のうち 7 対 2 の意見により単純違憲決定を下した。これにより、当該阻止条項を定めていた公職選挙法第 189 条第 1 項は直ちに無効となった。

今回の違憲決定について、憲法裁判所は、阻止条項は死票を増大させて比例性を弱めるとともに、少数政党の議会進出を妨げ、政治的多様性を損なう一方で、比例代表の定数が 46 議席に過ぎず、二大政党制が定着している韓国においては、阻止条項が廃止されても少数政党が乱立するおそれは大きくないこと等をその理由に挙げている。なお、今回審判の対象となった条項は、公職選挙法第 189 条第 1 項第 1 号のみであったが、同項第 2 号を残した場合、阻止条項の要件が更に厳格となるため、同項第 2 号を含めて同項全体が違憲とされた。

今回の違憲決定は、国政選挙の比例代表の阻止条項のみが対象であるが、少数政党等は 2026 年 2 月 23 日、地方選挙の比例代表の阻止条項（有効投票総数の 5%以上）を定めた公職選挙法第 190 条の 2 第 1 項についても憲法訴願審判を請求した。

海外立法情報課・藤原 夏人

- https://isearch.ccourt.go.kr/view.do?idx=00&docId=63707_010200

【韓国】洋上風力の普及促進及び産業育成に関する特別法の制定

2025年2月27日、ハイテク産業における電力需要拡大への対応やカーボンニュートラルの実現、国家エネルギー安全保障への貢献を目的とする3件の特別法（エネルギー3法）が成立した。3件のうち、「洋上風力の普及促進及び産業育成に関する特別法」（以下「洋上風力法」）は、政府が主導して地方自治体と協力しつつ、他の産業や海洋利用と調和した洋上風力産業の発展を目指すものである。同法は、同年3月25日の公布後、2026年3月26日に施行された（法律第20845号）。ただし、施行前に、2025年10月の省庁再編に対応する改正が加えられた。

洋上風力法の主な内容は、次のとおりである。洋上風力発電は従来、立地選定から許認可取得までを事業者が個別に行っていたために乱開発が懸念されていた。そのため、国務総理の下に置かれる洋上風力発電委員会（以下「委員会」）が、予備地区・発電地区（後述）の指定、事業者の選定及び実施計画の承認等について審議・議決を行い、関係中央行政機関の長及び地方自治体の長は、原則として委員会の勧告に従うように改められた（第6条）。また、気候エネルギー環境部（部は日本の省に相当）に、委員会の円滑な業務遂行のための事務を行う部署である「洋上風力発電推進団」を置き（第10条）、同部長官と海洋水産部長官は、洋上風力立地情報網を構築・運営する（第12条）。洋上風力発電施設の設置要件を満たす地域は、委員会の審議・議決を経て予備地区に指定される（第14条）。予備地区は、利害関係者が参加する官民協議会の協議、委員会の審議・議決を経て発電地区に指定される（第19条）。また、事業者には、実施計画の許認可申請（第25条）、環境アセスメントの実施、評価書の作成・提出等（第26条）が義務付けられた。

関西館アジア情報課・木屋 美香

・ https://likms.assembly.go.kr/bill/bi/billDetailPage.do?billId=PRC_Q2N5S0A2Z1F7J1S9G3J7B2A2U3M1J9

【中国】対外貿易法の改正

中国の対外貿易法は、1994年に制定され、2001年、中国が世界貿易機関（WTO）に加盟した後、2004年に全部改正されている（本誌 No.221, 2004.8, pp.194-196 参照）。米中対立が激化する中、米国等による通商上の制裁に対する報復措置の整備のため、その主たる法的根拠の一つである同法について、2020年から国務院商務部（部は日本の省に相当）による改正作業が進められた。2021年に制定された反外国制裁法（本誌 No. 288-2, 2021.8, p.47 参照）等の関係法規を踏まえ、対外貿易法の改正法が、2025年12月27日に公布され、2026年3月1日に施行された（中華人民共和国主席令第67号）。

改正法は、全11章83か条から成る。報復措置に関する主な内容は以下のとおり。

制定目的に「国家の主権、安全及び発展の利益の保護」が追加された（第1条）。貨物・技術の輸出入及び国際サービス貿易における措置として、それらの禁止又は制限だけでなく、「他の必要な措置をとる」こともできることとされた。措置をとる理由としては、国家の安全等のほか、法規・条約上の根拠のない「その他の必要な場合」にも可能となった（第18条、第29条）。また、国があらゆる必要な措置をとることができる場合として、旧法の「戦時」に加え、「国際関係におけるその他の緊急状況下」が追加された（第19条、第30条）。

さらに、国務院対外貿易主管部門は、国家の主権、安全及び発展の利益の毀損、中国の国民・組織への差別的措置等を行う国外の個人・組織に対し、貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易の禁止、制限等を行うことができ（第40条）、同条の規定に反し、国外の個人・組織と貿易を行った場合等に対する罰則（第76条）も新設された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ http://www.npc.gov.cn/npc/c1773/c1848/c21114/dwmyfxd/dwmyfxd002/202512/t20251229_450821.html

【中国】自然保護区条例の改正

習近平政権では、国家公園（国立公園）を主体とし、国家公園・自然保護区・自然公園の3層から成る自然保護地域体制への再編が進められ、2025年に国家公園法が制定された（本誌No.306-2, 2026.2, pp.24-25 参照）。これに伴い、国务院の行政法規である自然保護区条例（1994年制定、2011年及び2017年一部改正）も、国家公園法に定める枠組みや措置等の規定を取り入れて改正が行われ、2026年2月3日に公布、同年3月15日に施行された（中華人民共和国国务院令 第830号。以下「改正条例」）。改正条例は、全5章48か条から成る。

主な改正内容は以下のとおり。旧条例では、自然保護区は、国家級及び地方級に区分され、各地方では、省級以下の等級も設定できたのに対し、改正条例では、国家級及び省級の2等級に整理された。また、国家級に区分すべき地域として、科学的に大きな国際的影響力のある地域等に加え、国の海洋権益に関わる地域を含むことが明記された（第12条）。

国家公園の保護区分に従い、自然保護区内の保護区分も、核心保護区及び一般制御区の2種に変更された（第16条）。自然保護区（国家公園）の域内にある自然公園（自然保護区）は廃止し、国家公園と部分的に重なる自然保護区は、統合又は廃止することとされた（第15条）。自然保護区の核心保護区内での人の活動は禁止され（第26条）、一般制御区では、一部の活動のみ許容される（第27条）。また、旧条例の規定が柔軟性を欠いていたとの反省から、改正条例では、保護対象が地下にある核心保護区では、地上部分は一般制御区の基準に従い活動ができること、保護対象が季節移動する（渡り鳥等）自然保護区では、季節で異なる保護措置をとることができること（第28条）等が明記された。

海外立法情報課・湯野 基生

・ https://www.gov.cn/zhengce/content/202602/content_7057532.htm

【ニュージーランド】2025年陸上輸送（クリーン車両基準）改正法

クリーン車両基準（以下「車両基準」）とは、ニュージーランドの温室効果ガス排出削減目標（2050年までに実質ゼロ）の達成に資するため、輸入される小型自動車（車両総重量3,500kg以下。陸上輸送法第2条。以下条名は同法のもの）からのCO₂排出量を削減するために設けられた基準であり（第170条）、2023年1月1日から適用されている。

2025年11月26日、陸上輸送法を改正し、車両基準を見直すための法律が制定された（2026年1月1日施行）。主な改正点は、次のとおりである。

①輸入小型自動車のCO₂排出目標値（規則で規定される。）には、車両重量ごとに設定される目標値が含まれていた（第167C条第1項j号(ii)）。改正法では、同条項を削除し、目標値を重量に基づかず設定できるようにした。これは、EV（電気自動車）は大容量バッテリー搭載のため同じクラスのガソリン車より重く、従来の車両重量とCO₂排出量との相関関係が崩れていることを反映したものである。

②小型自動車輸入業者（以下「輸入業者」）は、CO₂排出目標を下回った場合、CO₂クレジット（以下「クレジット」）が付与され（第178条等）、超過した場合、クレジットで相殺するか負担金の支払が求められる（第177条等）。従来、新車輸入業者が得たクレジットは、別の新車輸入業者へ、中古車輸入業者が得たクレジットは、別の中古車輸入業者へしか譲渡が認められなかった。改正法により、クレジットを新車と中古車の輸入業者間で移転可能とし、レートを1:2に定めた（新第180条第3項等）。野党労働党は、この改正を、一般的に排出量の多い中古車の輸入を助長する可能性があるとして批判している。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2025/73/en/latest/#LMS1469486>

【ニュージーランド】2026年アンザック・デー改正法

アンザックとは、豪州及びニュージーランド(NZ)の兵士から編成された陸軍部隊(Australian and New Zealand Army Corps: ANZAC)をいう。アンザックは、1915年4月25日、第1次世界大戦においてトルコのガリポリ半島上陸作戦に参加したが、多数の死傷者(NZ軍の死傷者だけでも約7,500人)を出して同年12月に完全撤退した。アンザックの戦死者を追悼し、その功績を称えるため、豪州及びNZはそれぞれアンザック・デー法(以下「ANZAC法」)を制定し、4月25日を「アンザック・デー」として祝日にしている。

NZのANZAC法は、当初制定時(1920年)、アンザック・デーを第1次世界大戦での犠牲者を追悼する日として規定したが、その後数度の改正を経て、最終的に(1966年ANZAC法。以下「1966年法」)、対象とする戦争を6つ(第1次及び第2次世界大戦、ポーア戦争、朝鮮戦争、インドネシア・マレーシア間の対立、ベトナム戦争)に拡大した。

2026年2月20日、1966年法を改正するための法律が制定された(同月21日施行)。主な改正は、次のとおりである。①追悼対象となる6つの戦争のリストを削除。②追悼対象者を、「NZ、イギリス帝国(British Empire)及びイギリス連邦のために命をささげた人々」から、死亡者、生存者、発生の可能性のある武力紛争等をも含む、「戦争及び武力紛争でNZを救うことに貢献した全ての人々」に拡大した(以上、1966年法第2条)。これは、戦争等における貢献には軍人に限らず医療従事者等の民間人による非軍事的貢献も含まれること、NZ軍は、国際連合の平和維持軍等への参加など活動の場を広げていること等に鑑み、ANZAC法は、NZへの貢献者を包括的に記念するものであるべきとの考えに基づく。

海外立法情報調査室・内海 和美

・ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2026/3/en/latest/#LMS1031999>